

⇨ 軽油引取税の取扱い

Q : 当社は、運送業を営んでいますが、トラックに使用する軽油の領収証の明細に記載されている軽油引取税は、消費税ではどのように取扱えばよいのでしょうか？

A : 軽油引取税は、消費税の課税仕入れにはなりませんので、消費税の課税事業者は、次のような処理が必要です。

【解説】

ディーゼル車の多くに使用されている軽油には、軽油引取税という地方税が、1ℓにつき32円10銭の割合で課税されています。

この軽油引取税は、消費税の課税仕入額を計算する場合の仕入税額控除の対象にはならないこととされているため、消費税の課税事業者（簡易課税制度を採用している事業者を除く）である場合は、支払った軽油代金のうち、軽油引取税部分を、課税仕入の額から控除する必要があります。

なお、この場合、軽油代金の領収証の明細に軽油引取税の記載があるものと、ないものがあります。これは軽油を販売する業者が元売業者かどうかで軽油引取税の取扱いが違うからです。つまり業者が元売業者の場合は、軽油引取税の記載がされていますが、それ以外の業者の場合は記載がされていないのです。

税務上は、領収証に（軽油代）と（軽油引取税）の区別がある場合には、軽油代のみを課税仕入に算入し、これらの明細の区分がない場合には、全額を課税仕入に算入することになります。

